

【第5回募集: 中原区市ノ坪の一般国道 409 号予定地】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容	回答
占有計画における認定の有効期間	2月5日	認定有効期間における令和4年3月31日以降につき、再入札等の暫定利用は可能になりますか。あるいは事業計画が実施されるのでしょうか。	本入札占有指針に規定する認定占有期間（令和4年3月31日までの2年間）については、同工区の道路事業の進捗を踏まえ設定したものであり、再度の暫定利用は行わない予定です。